

I 水質汚濁の規制のしくみ

1 水質汚濁に係る関係法令

関係法令	主な内容（水質関係のみ）	国の所轄省庁及び 県、政令市等の担当 課
水質汚濁防止法 （昭和 45 年法律第 138 号）	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業場の規制 届出義務（特定施設、有害物質 貯蔵指定施設） 排水基準・構造基準の適用 公共用水域及び地下水の保全 水質総量規制制度の実施 	環境省 県環境保全課 （厚生環境事務所・支所） 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
ダイオキシン類対策特別措置法 （平成 11 年法律第 105 号）	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類による環境汚染 の防止及びその除去等 特定事業場（水質排出基準対象 施設）の規制 届出義務 排出基準の適用 	三次市環境政策課 庄原市環境政策課 東広島市生活衛生課
瀬戸内海環境保全特別措置法 （昭和 48 年法律第 110 号）	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海水域における日最大排 水量 50m³以上の特定事業場（一 部を除く。）の許可制 富栄養化対策の推進 	環境省 県環境保全課 （厚生環境事務所・支所） 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律 （昭和 45 年法律第 136 号）	<ul style="list-style-type: none"> 船舶等の廃棄物の排出規制 廃油処理施設の規制 	第六管区海上保安本部
鉱山保安法 （昭和 24 年法律第 70 号）	<ul style="list-style-type: none"> 鉱山、精錬業の規制 	中国四国産業保安 監督部
建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律 （昭和 45 年法律第 137 号） 浄化槽法 （昭和 58 年法律第 43 号）	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設（し尿処理場、浄 化槽）の規制 	国土交通省 県建築課等 環境省 県循環型社会課 各市町浄化槽担当課
広島県生活環境の保全等に関す る条例（生活環境保全条例） （平成 15 年広島県条例第 35 号）	<ul style="list-style-type: none"> 汚水等関係特定施設の追加 排水規制項目の追加 	県環境保全課 （厚生環境事務所・支所） 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の 規定に基づく排水基準を定める 条例 （昭和 46 年広島県条例第 69 号）	<ul style="list-style-type: none"> 上乘せ排水基準の設定、排水基 準監視 	三次市環境政策課 庄原市環境政策課 東広島市生活衛生課
水道原水水質保全事業の実施の 促進に関する法律 （平成 6 年法律第 8 号） 特定水道利水障害の防止のため の水道水源水域の水質の保全に 関する特別措置法 （平成 6 年法律第 9 号）	<ul style="list-style-type: none"> 水道水源地域の水質保全の促進 指定地域における水質規制 	厚生労働省 国土交通省 農林水産省 環境省 県環境保全課 等